

平成 26 年 7 月 11 日
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 福島県
 白河市
 双葉町
 復興

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《白河市-双葉町》

1. 避難者等の受け入れの状況

<避難者の受け入れ>

- ・白河市において、郭内など市内 2 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 600 人が生活している。
- ・主な避難元市町村の内訳は、双葉町が約 170 人、浪江町が約 190 人、富岡町が約 60 人。
 (平成 26 年 12 月 26 日時点)
- ・応急仮設住宅入居（約 600 人）の割合は、建設分が約 2 割、民間賃貸住宅分が約 8 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の入居状況】

(平成 26 年 12 月 26 日時点)

入居市町村	所在地（団地名）	設置戸数	入居戸数	入居者数
双葉町	郭内(宝酒造工場跡地 1)	54	28	48
双葉町	郭内(宝酒造工場跡地 2)	66	20	29
計		120	48	77

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）契約及び入居状況】

(平成 26 年 12 月 26 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
南相馬市	20	56	楓葉町	5	8
川俣町	1	1	葛尾村	1	1
大熊町	19	49	川内村	2	2
富岡町	27	57	双葉町	44	84
浪江町	82	188	計	201	446

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・白河市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき 40 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・上記整備計画に基づく 40 戸について、平成 27 年度までの入居を目指して、整備に取り組む。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうた

め、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置する。

- ・復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度
白河市鬼越地区	県	40戸	木造	平成27年度
合計	—	40戸	—	—

(2) 関連基盤

<教育機関>

- ・現在、白河市の小中学校において双葉町の児童生徒を受け入れており、引き続き受け入れる。

<医療機関、介護サービス>

- ・白河市内の医療機関、介護サービスについては、避難者の受入に伴い、現在のところ特段の支障は見受けられない状況である。引き続き、医療、介護の現場の状況把握に努める。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置時期
白河市鬼越地区	1名	H28.2～(予定)
計	1名	—

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備に当たっては、白河市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合にも留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- ・避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいづくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流など各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- ・実施する事業については、福島県と復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- ・各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係

る通知がなされた。

- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成25年2月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成26年12月31日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	308人	872枚	川内村	H25.4.1～	129人	138枚
田村市	H25.2.15～	66人	66枚	大熊町	H25.3.1～	4,082人	4,910枚
南相馬市	H25.2.15～	2,241人	3,091枚	双葉町	H25.2.1～	－	2,945枚
川俣町	H25.2.12～	101人	104枚	浪江町	H25.3.1～	－	8,120枚
広野町	H25.2.15～	229人	260枚	葛尾村	H25.2.1～	297人	341枚
楓葉町	H25.4.1～	1,328人	1,328枚	飯舘村	H25.2.15～	505人	596枚
富岡町	H25.4.1～	－	5,275枚	計		(9,286人)※	28,046枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、隨時見直していくものとする。